

令和3年度 第2回 小平市情報公開・個人情報保護審議会

令和3年9月2日（木）

午後5時開始

市役所6階 大会議室

1 議事

- (1) (仮称) 第二次小平市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について (諮問) (資料1)
- (2) コンビニ交付サービス実施に伴うオンライン結合による個人情報の提供について (諮問) (資料2)
- (3) 小平市公文書等の管理に関する条例の施行について (報告) (資料3)

2 その他



(仮称) 第二次小平市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査における  
個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について (諮問)

1 諮問理由

住民基本台帳から(仮称)第二次小平市教育振興基本計画(以下、「計画」という。)策定に係るアンケート調査票の送付対象者を抽出することが、小平市個人情報保護条例第4条第3項第8号(本人以外からの収集)及び第10条第2項第6号(目的外利用等)に該当することから、小平市情報公開・個人情報保護審議会に諮問する。

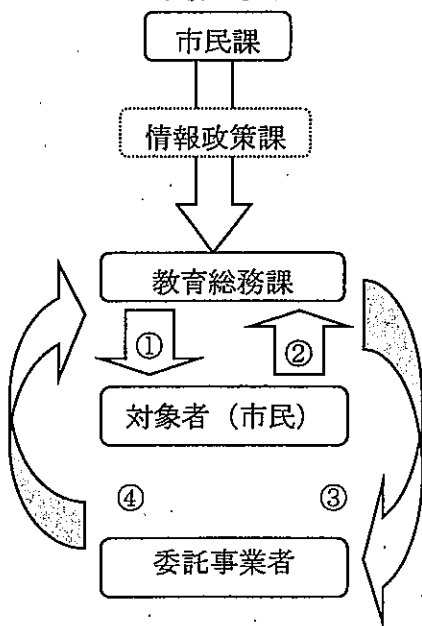
2 調査の目的

計画の進捗状況及び現状把握の基礎資料とするため、教育に関する意識・実態を調査する。

3 調査の概要

- (1) 調査地域 小平市全域
- (2) 調査対象 18歳以上の市民
- (3) 発送件数 無作為抽出 2,000件
- (4) 調査期間 令和3年10月中旬から1か月程度
- (5) 調査方法 郵送配布・郵送回収

4 事務の流れ



住民基本台帳データの利用承認(個人情報の本人以外からの収集、目的外利用等)

教育総務課の業務依頼により対象データの抽出  
作成する物: 対象者一覧、宛名シール

- ・封筒の宛名シール貼り作業 教育総務課が行う。
- ① 発送  
発送書類…調査票
- ② 返送  
対象者は、教育総務課へ返信(無記名)
- ③ 調査結果の集計・分析業務委託  
調査票(無記名)を委託事業者へ送付し、回答データの集計・分析を行う。
- ④ 調査票の返還  
集計・分析作業終了後、調査票は市の担当者へ返還させる。

## 5 調査項目（案）

- (1) 回答者属性（年齢、性別、住まいの地域、職業の有無等）
- (2) 市の施策評価についての調査
- (3) 社会教育に関する市民の意識についての調査
- (4) 自由記述

## 6 セキュリティ対策

- (1) 情報政策課から納品された封筒貼付用ラベルシール（住所及び氏名記載）は、庁舎外には持ち出さず、ラベルシールの貼付作業は教育総務課職員が教育総務課事務室で行う。
- (2) 調査票（無記名）は市に返信され、教育総務課が取りまとめて委託事業者に引き渡すため、原則として個人情報に委託事業者に引き渡されることはない。  
※自由記述欄等に市が予定していない個人情報が含まれていた場合、個人情報の保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書により、委託事業者は、当該情報の適切な管理を行うものとする。
- (3) 調査票の送付者や問合せ先等を小平市教育委員会教育部教育総務課とすることで、調査対象者と委託事業者が直接連絡を取ることがないように配慮する。

小平市情報公開・個人情報保護審議会会長 殿

小平市教育委員会 教育長 古川 正之  
(公印省略)

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	(仮称) 第二次小平市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集 (条例第4条第2項) <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集 (条例第4条第3項第8号) <input type="checkbox"/> 目的外利用等 (条例第10条第2項第6号) <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供 (条例第11条第2項第2号)
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	小平市教育委員会教育部教育総務課
備考	

別紙

諮問事項別説明書(本人以外からの収集)

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	(仮称) 第二次小平市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査
	個人情報を収集する目的	(仮称) 第二次小平市教育振興基本計画策定のための基礎資料となるアンケート調査を行うため。
	記録の対象となる個人の範囲	市内に住所を有する18歳以上の市民

意見を聴く項目	本人以外から収集する個人情報の内容	基本事項(識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別)
	個人情報の収集先	市民部市民課
	本人以外から収集する理由	小平市全域から調査票の送付対象者を抽出するため。
	備考	

令和3年9月2日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を 

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条 

第1項
第3項

 の規定により、 

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

教育部 教育総務課		登録番号（注1）				
		開始年月日		変更年月日		
		令和3年9月3日		令和 年 月 日		
保有個人情報（注2）を取り扱う事務の名称		（仮称）第二次小平市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		小平市教育振興基本計画の進捗状況及び現状把握を行い、（仮称）第二次小平市教育振興基本計画策定の基礎資料とするため、教育に関する事項について調査を行う。				
保有個人情報の対象者の範囲		18歳以上の市民				
保有個人情報の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（条例第4条第3項第8号該当） <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（条例第10条第2項第 号該当） <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行（注3）の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無（注4）		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日（      年      月      日） 次回実施予定日（      年      月      日）				
備考（注5）		調査票の集計、分析及び製本作業を委託する。				

注

- 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 「備考」欄には、次の事項を記入する。
  - その他（※1～3）の口内にレ点を記入した場合は、その説明事項
  - 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
  - 委託・代行の場合はその内容
  - その他参考となる



小平市情報公開・個人情報保護審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

( 公 印 省 略 )

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	住民基本台帳に関する事務（届出等）
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	市民部市民課
備考	

別紙

諮問事項別説明書（目的外利用・目的外外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	住民基本台帳に関する事務（届出等）
	個人情報を収集する目的	小平市に住所を有する者について、その居住関係を登録し、公証することを目的とする。
	記録の対象となる個人の範囲	小平市に住所を有する者

意見を聴く項目	利用・提供の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 目的外外部提供	
	目的外利用・外部提供の相手	個人情報の提供元	市民部市民課
		提供先	小平市教育委員会 教育部教育総務課
	目的外利用等をする目的	小平市全域から調査票の送付対象者を抽出するため。	
	目的外利用等をする個人情報の内容	基本事項（識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別）	
	目的外利用等の期間	<input type="checkbox"/> 定期（ <input type="checkbox"/> 月 回 <input type="checkbox"/> 年 回 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 随時 <input checked="" type="checkbox"/> 期間 （令和3年9月3日から令和3年10月調査票発送日まで）	
	目的外利用等をする個人情報の記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ <input type="checkbox"/> フロッピー ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体（サーバー内での受渡し）	
備考			

令和3年8月17日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を 

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条 

第1項
第3項

 の規定により、 

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

		登録番号(注1)		75		
市民部 市民課		開始年月日		変更年月日		
		平成14年4月1日		令和3年9月3日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		住民基本台帳に関する事務(届出等)				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		小平市に住所を有する者について、その居住関係を登録し、公証することを目的とする。				
保有個人情報の対象者の範囲		小平市に住所を有する者				
保有個人情報 の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第2号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第6号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 重点項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(令和2年9月30日) 次回実施予定日(令和7年9月30日)				

備 考 (注5)	<p>(その他※1)</p> <p>住民となった年月日、住所を定めた年月日、従前の住所、転出先、転出予定の年月日、届出・記載の事由及び年月日、国民健康保険被保険者の資格取得・喪失の年月日、国民健康保険の被保険者記号番号、国民健康保険退職被保険者・被扶養者の資格取得・喪失の年月日、介護保険第1号被保険者の資格取得・喪失の年月日、介護保険第1号被保険者番号、介護保険受給資格証明書発行資格の有無、国民年金被保険者の資格取得・喪失の年月日、国民年金加入の強制・任意の別、国民年金手帳の記号番号、児童手当の認定・消滅の年月、印鑑の登録・抹消事由及び年月日、印鑑登録番号、筆頭者氏名、続柄、住民票コード、外国人住民となった年月日、中長期在留者等である旨、在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号、特別永住者証明書の番号、仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間、外国人住民となった年月日、中長期在留者等である旨、在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号、特別永住者証明書の番号、仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p> <p>○変更：平成24年7月9日より、記録項目「その他」の変更 令和2年5月8日より、目的外利用の提供先に特別定額給付金担当課長を追加 令和2年8月1日より、目的外利用の提供先に市民協働・男女参画推進課を追加 令和3年8月1日から目的外利用の提供先に健康推進課を追加</p> <p>(変更) 令和3年9月3日より、目的外利用の提供先に教育総務課を追加</p>
-------------	---

注

- 1 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 2 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 3 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
  - (1) その他（※1～3）の口内にレ点を記入した場合は、その説明事項
  - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
  - (3) 委託・代行の場合はその内容
  - (4) その他参考となる事項



## 【資料2】

### コンビニ交付サービス実施に伴うオンライン結合による個人情報の提供について

#### 1 諮問理由

令和4年2月から、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）を使用してコンビニエンスストア等で各種証明書を取得することができるコンビニ交付サービスを実施するに当たり、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）と通信回線による電子計算機の結合を行い、個人情報を提供することについて、小平市個人情報保護条例第11条第2項に規定する「通信回線による電子計算組織の結合による外部提供」に該当することから、同項第2号の規定により小平市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問するため。

#### 2 個人情報を取り扱う事務の名称及び概要

##### (1) 名称

コンビニエンスストア等における証明書の自動交付事務

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| ① 印鑑登録に関する事務        | (市民部市民課) |
| ② 住民基本台帳に関する事務（届出等） | (市民部市民課) |
| ③ 戸籍に関する事務          | (市民部市民課) |
| ④ 市・都民税課税非課税証明書の発行  | (市民部税務課) |
| ⑤ 納税証明書交付事務         | (市民部収納課) |

##### (2) 概要

令和4年2月から、最寄りや全国のコンビニエンスストア等で、夜間及び休日も住民票の写しなどの証明書の交付を受けることができるコンビニ交付サービスを開始する。

これにより、市民が証明書を取得するために市役所等の窓口に来庁する必要がなくなり、身近な場所で、早朝、夜間及び休日も証明書を取得することが可能になるなど、市民サービスの向上を図ることができるとともに、令和4年9月末でサービスを終了する証明書自動交付機の後継機としての効果、また、市民のマイナンバーカードの取得促進につながることを期待できる。

#### 3 コンビニ交付サービス

##### (1) 概要

コンビニ交付サービスは、J-LISが運営するサービスであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定するマイナンバーカードを使用し、住民票の写し等の各種証明書の交付をコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機（以下「キオスク端末」という。）で受け取ることができるサービスである。

令和3年4月時点で、全国847自治体がサービスを実施している。多摩地域26市では、八王子市と小平市を除く24市が実施している。

##### (2) 小平市におけるコンビニ交付サービスの概要

###### ① 交付する証明書

印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍全部・個人事項証明書、市民税・都民税に係る課税・非課税証明書（最新年度のみ）及び市民税・都民税に係る納税証明書（最新年度のみ）

② 利用者

3 (2)①に掲げる証明書の交付を受けることができる方で、利用者用電子証明書を記録したマイナンバーカードをお持ちの方

③ 利用場所

キオスク端末を設置したコンビニエンスストア等

(令和3年4月現在、全国約56,000店舗、市内60店舗)

④ 利用日及び利用時間

利用日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く日

利用時間 午前6時30分から午後11時まで

4 審議会の意見を聴く項目

(1) オンライン結合による外部提供をする相手先

J-LIS (証明書交付センターシステムを整備及び運営している。)

(2) オンライン結合により外部提供の対象となる個人の範囲及び外部提供する個人情報の内容

コンビニエンスストア等で交付申請された証明書に記載される下表の個人情報を画像イメージに変換してJ-LISに提供する。

証明書の種類 ※( )は所管課	対象となる 個人の範囲	個人情報の内容
印鑑登録証明書 (市民部市民課)	印鑑登録者	印影、氏名、生年月日、住所、備考
住民票の写し (市民部市民課)	小平市に住所を有する者	住所、世帯主、氏名、旧氏、通称、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、外国人住民となった日、本籍、筆頭者、国籍・地域、在留期間等、在留資格、法規定区分、前住所、住定年月日、届出年月日、在留カード等の番号、備考
戸籍全部・個人 事項証明書 (市民部市民課)	小平市に本籍を有する者	本籍及び戸籍筆頭者の氏名、氏名、住所、生年月日、戸籍に入った原因及び年月日、 実父母の氏名及び実父母との続柄、 養親の氏名及び養親との続柄、夫又は妻である旨、従前の戸籍の本籍及び筆頭者の氏名、 その他法務省令で定める事項
課税・非課税証 明書 (市民部税務課)	小平市に住所を有する者 (賦課期日に小平市に住所 を有する者に限る。)	対象年度、賦課住所、氏名、開始日、終了日、 合計所得金額、給与収入金額、公的年金収入金額、 所得金額の内訳、控除額合計、所得控除額の内訳、 控除対象配偶者有無、扶養人数、本人該当、 課税標準額、税額の内訳、年税額、備考
納税証明書 (市民部収納課)	小平市に住所を有する納税 義務者	納税義務者住所(所在地)、納税義務者氏名(名称)、 年度(事業年度)、税目、課税額、納付額、 納期未到来未納額、備考、付記



(3) オンライン結合により外部提供する理由

コンビニ交付サービスを実施するに当たっては、J-LISが整備及び運営をする証明書交付センターシステムを介してコンビニ事業者のキオスク端末や証明書発行機により証明書の交付等を行う必要があるため、同システムに市のシステムを接続するもの。

(4) オンライン結合に係る保護措置

証明書交付センターシステムと通信する市が構築する証明発行サーバは、外部及び内部ネットワークから隔離された区域に設置し、証明書交付センターシステム以外との通信を禁止する。

また、証明書交付センターシステムと証明発行サーバ間の回線は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークとしてすでに利用されているLGWAN（総合行政ネットワーク）を使用する。

① 専用回線（LGWAN）

- ・市とJ-LISとのデータ通信は、インターネットを経由しない行政専用の回線であるLGWANを使用し、証明書データは暗号化される。
- ・回線内の通信は暗号化し、ネットワークの接続ポイントにはファイヤーウォール等の侵入防止システムを設置し、不正アクセスを防止する。

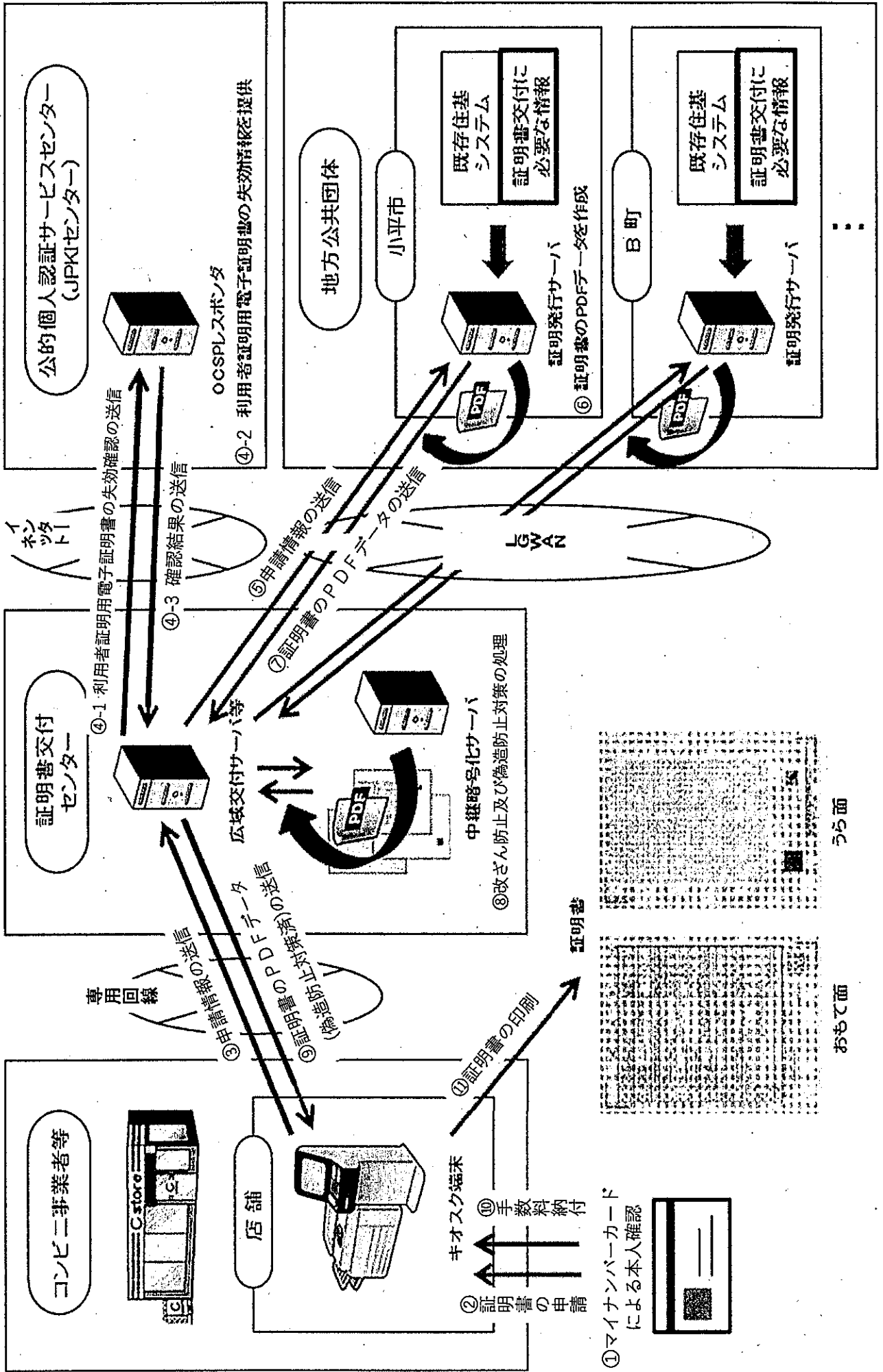
② 専用回線（コンビニ事業者専用回線）

- ・コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末での本人確認は、マイナンバーカードと暗証番号により認証される。
- ・J-LISとコンビニエンスストア等の各店舗とのデータ通信は、専用回線を活用したコンビニ事業者ネットワークを使用する。証明書データは暗号化される。
- ・キオスク端末で証明書を印刷後、証明書データは消去されるため、キオスク端末及び証明書交付センターでは、証明内容データの情報は蓄積しない。

③ 個人情報の保護

- ・発行される証明書には、コピー防止対策のけん制文字の使用、改ざん防止及び偽造防止対策の処理が施されている。
- ・マイナンバーカードの取り出し後に証明書が発行される手順が踏まれ、証明書を取得後は、キオスク端末の画面、音声やアラームでマイナンバーカードや証明書の取り忘れを防止する。

【別紙】コンビニ交付におけるシステムイメージ



平市市発第219号

令和3年8月20日

小平市情報公開・個人情報保護審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	印鑑登録に関する事務
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	市民部市民課
備考	

別紙

諮問事項別説明書（オンライン結合による外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	印鑑登録に関する事務
	個人情報を収集する目的	実印の登録により、経済活動時における本人の同一性の確認及び本人の意思確認を行うことを目的とする。
	記録の対象となる個人の範囲	印鑑登録者

意見を聴く項目	オンライン結合により外部提供をする相手先	地方公共団体情報システム機構
	オンライン結合により外部提供の対象となる個人の範囲	印鑑登録者
	オンライン結合により外部提供をする個人情報の内容	印影、氏名、生年月日、住所、備考
	オンライン結合により外部提供をする理由	令和4年2月から個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等で各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを実施する。コンビニ交付サービスを実施するに当たっては、地方公共団体情報システム機構が整備及び運営する証明書交付センターシステムを介してコンビニエンスストア等事業者のマルチコピー機（キオスク端末）により証明書の交付を行う必要があり、同機構のシステムに市のシステムを接続するため。
	オンライン結合に係る保護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が構築する証明発行サーバと地方公共団体情報システム機構が運営する証明書交付センターシステムとのデータ通信は、インターネットを経由しない行政専用の回線であるLGWAN（総合行政ネットワーク）を使用し、証明書データは暗号化される。</li> <li>回線内の通信は暗号化し、ネットワークの接続ポイントにはファイヤーウォール等の侵入防止システムを設置し、不正アクセスを防止する。</li> </ul>
	備考	

令和3年8月20日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を 

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条 

第1項
第3項

 の規定により、 

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

市民部 市民課		登録番号(注1)	65				
		開始年月日	変更年月日				
		平成14年4月1日	令和4年2月1日				
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		印鑑登録に関する事務					
保有個人情報を取り扱う事務の目的		実印の登録により、経済活動時における本人の同一性の確認及び本人の意思確認を行うことを目的とする。					
保有個人情報の対象者の範囲		印鑑登録者					
保有個人情報 の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他	
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※1	
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合					
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2					
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3					
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(      年      月      日) 次回実施予定日(      年      月      日)					
備考(注5)		○その他※1：印影・登録・抹消事由及び年月日、登録者との関係 ○根拠法令：小平市印鑑条例、小平市個人番号カードの利用に関する条例 ○発生文書：別紙 ○変更(H28.1.1)：「性別」を削除、根拠法令を変更、発生文書を変更 ○委託：令和元年7月から、市民課窓口の総合的窓口運用を開始 【変更】 ・令和4年2月から、コンビニ交付サービスを実施するに当たり、地方公共団体情報システム機構と委託契約を締結。オンライン結合による外部提供を行う。					

注

1 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。

- 2 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 3 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
  - (1) その他（※1～3）の口内にレ点を記入した場合は、その説明事項
  - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
  - (3) 委託・代行の場合はその内容
  - (4) その他参考となる事項





小平市情報公開・個人情報保護審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	住民基本台帳に関する事務（届出等）
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	市民部市民課
備考	

別紙

諮問事項別説明書（オンライン結合による外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	住民基本台帳に関する事務（届出等）
	個人情報を収集する目的	小平市に住所を有する者について、その居住関係を登録し、公証することを目的とする。
	記録の対象となる個人の範囲	小平市に住所を有する者

意見を聴く項目	オンライン結合により外部提供をする相手先	地方公共団体情報システム機構
	オンライン結合により外部提供の対象となる個人の範囲	小平市に住所を有する者
	オンライン結合により外部提供をする個人情報の内容	住所、世帯主、氏名、旧氏、通称、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、外国人住民となった日、本籍、筆頭者、国籍・地域、在留期間等、在留資格、法規定区分、前住所、住定年月日、届出年月日、在留カード等の番号、備考、番号法個人番号
	オンライン結合により外部提供をする理由	令和4年2月から個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等で各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを実施する。コンビニ交付サービスを実施するに当たっては、地方公共団体情報システム機構が整備及び運営する証明書交付センターシステムを介してコンビニエンスストア等事業者のマルチコピー機（キオスク端末）により証明書の交付を行う必要があり、同機構のシステムに市のシステムを接続するため。
	オンライン結合に係る保護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が構築する証明発行サーバと地方公共団体情報システム機構が運営する証明書交付センターシステムとのデータ通信は、インターネットを経由しない行政専用の回線であるLGWAN（総合行政ネットワーク）を使用し、証明書データは暗号化される。</li> <li>回線内の通信は暗号化し、ネットワークの接続ポイントにはファイヤーウォール等の侵入防止システムを設置し、不正アクセスを防止する。</li> </ul>
	備考	

令和3年8月20日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を 

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条 

第1項
第3項

 の規定により、 

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

市民部 市民課		登録番号(注1)		75		
		開始年月日		変更年月日		
		平成14年4月1日		令和4年2月1日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		住民基本台帳に関する事務(届出等)				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		小平市に住所を有する者について、その居住関係を登録し、公証することを目的とする。				
保有個人情報の対象者の範囲		小平市に住所を有する者				
保有個人情報の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第 号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 重点項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(      年      月      日) 次回実施予定日(      年      月      日)				
備考(注5)		○発生文書:別紙      ○その他:別紙      ○根拠法令:住民基本台帳 ○変更:平成24年7月9日より、記録項目「その他」の変更 令和2年5月8日より、目的外利用の提供先に特別定額給付金担当課長を追加 令和2年8月1日より、目的外利用の提供先に市民協働・男女参画推進課を追加 ○特定個人情報保護評価:前回実施日(令和元年6月28日)、次回実施予定日(令和6年6月頃) ○委託:令和元年7月から、市民課窓口の総合的窓口運用を開始 【変更】 ・令和4年2月から、コンビニ交付サービスを実施するに当たり、地方公共団体情報システム機構と委託契約を締結。オンライン結合による外部提供を行う。				

注

- 1 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 2 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 3 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
  - (1) その他（※1～3）の口内にレ点を記入した場合は、その説明事項
  - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
  - (3) 委託・代行の場合はその内容
  - (4) その他参考となる事項

保有個人情報取扱事務届出事項 (別紙)

ID	取扱事務名	発生文書	その他
75	住民基本台帳に関する事務(届出等)	<p>転入届、転居届、転出届、世帯変更届、職権処理、転入通知、戸籍届通知、住民基本台帳届出期間経過通知書</p>	<p>住民となった年月日、住所を定めた年月日、従前の住所、転出先、転出予定の年月日、届出・記載の事由及び年月日、国民健康保険被保険者の資格取得・喪失の年月日、国民健康保険の被保険者記号番号、国民健康保険退職被保険者・被扶養者の資格取得・喪失の年月日、介護保険第1号被保険者の資格取得・喪失の年月日、介護保険発行資格の有無、国民年金加入の強制・任意の別、国民年金手帳の記号番号、児童手当の認定・消滅の年月、印鑑の登録・抹消事由及び年月日、印鑑登録番号、筆頭者氏名、続柄、住民票コード、外国人住民となった年月日、中长期在留者等である旨、在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号、特別永住者証明書の番号、仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間 ○変更：平成24年7月9日より、「外国人住民となった年月日、中长期在留者等である旨、在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号、特別永住者証明書の番号、仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間」を追加</p>

小平市情報公開・個人情報保護審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

(公印省略)

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	戸籍に関する事務
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集(条例第4条第2項) <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集(条例第4条第3項第8号) <input type="checkbox"/> 目的外利用等(条例第10条第2項第6号) <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供(条例第11条第2項第2号)
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	市民部市民課
備考	

別紙

諮問事項別説明書（オンライン結合による外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	戸籍に関する事務
	個人情報を収集する目的	小平市に本籍を有する者について、その親族的な身分関係を登録し、公証することを目的とする。
	記録の対象となる個人の範囲	小平市に本籍を有する者

意見を聴く項目	オンライン結合により外部提供をする相手先	地方公共団体情報システム機構
	オンライン結合により外部提供の対象となる個人の範囲	小平市に本籍を有する者
	オンライン結合により外部提供をする個人情報の内容	本籍及び戸籍筆頭者の氏名、氏名、住所、生年月日、戸籍に入った原因及び年月日、実父母の氏名及び実父母との続柄、養親の氏名及び養親との続柄、夫または妻である旨、従前の戸籍の本籍及び筆頭者の氏名、その他法務省令で定める事項。
	オンライン結合により外部提供をする理由	令和4年2月から個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等で各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを実施する。コンビニ交付サービスを実施するに当たっては、地方公共団体情報システム機構が整備及び運営する証明書交付センターシステムを介してコンビニエンスストア等事業者のマルチコピー機（キオスク端末）により証明書の交付を行う必要があり、同機構のシステムに市のシステムを接続するため。
	オンライン結合に係る保護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が構築する証明発行サーバと地方公共団体情報システム機構が運営する証明書交付センターシステムとのデータ通信は、インターネットを経由しない行政専用の回線であるLGWAN（総合行政ネットワーク）を使用し、証明書データは暗号化される。</li> <li>回線内の通信は暗号化し、ネットワークの接続ポイントにはファイヤーウォール等の侵入防止システムを設置し、不正アクセスを防止する。</li> </ul>
	備考	



令和3年8月20日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を 

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条 

第1項
第3項

 の規定により、 

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

		登録番号(注1)		79		
市民部 市民課		開始年月日		変更年月日		
		平成14年4月1日		令和4年2月1日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		戸籍に関する事務				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		小平市に本籍を有する者について、その親族的な身分関係を登録し、公証することを目的とする。				
保有個人情報の対象者の範囲		小平市に本籍を有する者				
保有個人情報の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日( 年 月 日) 次回実施予定日( 年 月 日)				
備考(注5)		○その他※1:別紙      ○発生文書:別紙 ○根拠法令:戸籍法 ※戸籍の内容については、戸籍に関する各種証明書に記載・交付される。(場合により省略される事項もある。) ○変更:平成21年3月1日より、記録項目に「識別番号」追加、個人情報の処理形態に「電算」追加 令和3年3月1日より、「別紙」の記載内容を整理・変更 ○委託:令和元年7月から、市民課窓口の総合的窓口運用を開始 【変更】 ・令和4年2月から、コンビニ交付サービスを実施するに当たり、地方公共団体情報システム機構と委託契約を締結。オンライン結合による外部提供を行う。				

注

1 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。

- 2 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 3 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
  - (1) その他（※1～3）の□内にレ点を記入した場合は、その説明事項
  - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
  - (3) 委託・代行の場合はその内容
  - (4) その他参考となる事項

保有個人情報取扱事務届出事項 (別紙)

ID	取扱事務名	発生文書	その他
79	戸籍に関する事務	戸籍法第49条に基づく出生届、第74条に基づく婚姻届、第86条に基づく死亡届その他の戸籍関係法令等に基づく発生文書	届出人及び事件本人の基本事項、届出人の資格、その他左欄の文書に記載する個人情報

小平市情報公開・個人情報保護審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

<p>個人情報を取り扱う事務の名称</p>	<p>市・都民税課税非課税証明書の発行</p>
<p>意見を聴く項目</p>	<p> <input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項）  <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号）  <input type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号）  <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）         </p>
<p>諮問内容</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>担当部課</p>	<p>市民部税務課</p>
<p>備考</p>	

別紙

諮問事項別説明書（オンライン結合による外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	市・都民税課税非課税証明書の発行
	個人情報を収集する目的	所得金額、課税額等の証明
	記録の対象となる個人の範囲	証明対象者及び証明請求者

意見を聴く項目	オンライン結合により外部提供をする相手先	地方公共団体情報システム機構
	オンライン結合により外部提供の対象となる個人の範囲	小平市に住所を有する者（当該年度の初日の属する年の1月1日（賦課期日）に小平市に住所を有する者に限る。）
	オンライン結合により外部提供をする個人情報の内容	対象年度、賦課住所、氏名、開始日、終了日、合計所得金額、給与収入金額、公的年金収入金額、所得金額の内訳、控除額合計、所得控除額の内訳、控除対象配偶者有無、扶養人数、本人該当、課税標準額、税額の内訳、年税額、備考 詳細は別紙のとおり
	オンライン結合により外部提供をする理由	令和4年2月から個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等で各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを実施する。コンビニ交付サービスを実施するに当たっては、地方公共団体情報システム機構が整備及び運営する証明書交付センターシステムを介してコンビニエンスストア等事業者のマルチコピー機（キオスク端末）により証明書の交付を行う必要があり、同機構のシステムに市のシステムを接続するため。
	オンライン結合に係る保護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が構築する証明発行サーバと地方公共団体情報システム機構が運営する証明書交付センターシステムとのデータ通信は、インターネットを経由しない行政専用の回線であるLGWAN（総合行政ネットワーク）を使用し、証明書データは暗号化される。</li> <li>回線内の通信は暗号化し、ネットワークの接続ポイントにはファイヤーウォール等の侵入防止システムを設置し、不正アクセスを防止する。</li> </ul>
	備考	

## オンライン結合により外部提供をする個人情報の内容

項番	項目名		
1	対象年度	70	生命保険料控除
2	賦課住所	71	損害保険料控除
3	氏名	72	地震保険料控除
4	開始日	73	配偶者特別控除
5	終了日	74	控対配控除額
6	合計所得金額	75	控対配老人控除額
7	給与収入金額	76	一般扶養控除
8	公的年金収入金額	77	特定扶養控除
9	総所得	78	老人扶養控除
10	営業所得	79	同居老親等・同居特障控除
11	その他事業所得	80	同居老親等扶養控除
12	農業所得	81	障害者控除
13	不動産所得	82	寡婦等・勤学控除
14	利子所得	83	寄附金控除
15	配当所得	84	専従者控除
16	特定支出額所得	85	基礎控除
17	所得金額調整控除所得	86	控除対象配偶者有無
18	給与所得	87	一般扶養人数
19	雑所得	88	特定扶養人数
20	総合譲渡・一時所得	89	老人扶養人数
21	分離短期譲渡一般特控前所得	90	内同居老親等人数
22	分離短期譲渡一般特控所得	91	16歳未満扶養人数
23	分離短期譲渡一般所得	92	本人該当/未成年
24	分離短期譲渡軽減特控前所得	93	本人該当/特別障害
25	分離短期譲渡軽減特控所得	94	本人該当/普通障害
26	分離短期譲渡軽減所得	95	本人該当/寡婦
27	分離長期譲渡一般特控前所得	96	本人該当/特別寡婦
28	分離長期譲渡一般特控所得	97	本人該当/寡夫
29	分離長期譲渡一般所得	98	本人該当/ひとり親
30	分離長期譲渡特別特控前所得	99	本人該当/勤労学生
31	分離長期譲渡特別特控所得	100	本人該当/家屋敷
32	分離長期譲渡特別所得	101	本人該当/事務所・事業所
33	分離長期譲渡特定特控前所得	102	課税標準額/総所得
34	分離長期譲渡特定特控所得	103	課税標準額/分離短期譲渡一般
35	分離長期譲渡特定所得	104	課税標準額/分離短期譲渡軽減
36	分離長期譲渡軽減特控前所得	105	課税標準額/分離長期譲渡一般
37	分離長期譲渡軽減特控所得	106	課税標準額/分離長期譲渡特別
38	分離長期譲渡軽減所得	107	課税標準額/分離長期譲渡特定
39	分離株式等譲渡一般所得	108	課税標準額/分離長期譲渡軽減
40	分離株式等譲渡未公開所得	109	課税標準額/分離株式等譲渡一般
41	分離株式等譲渡上場所得	110	課税標準額/分離株式等譲渡
42	分離上場株式等配当所得	111	課税標準額/分離株式等譲渡未公開
43	分離先物取引所得	112	課税標準額/分離株式等譲渡上場
44	土地等雑所得	113	課税標準額/分離上場株式等配当
45	山林所得	114	課税標準額/分離先物取引
46	退職所得	115	課税標準額/商品先物取引
47	免税所得(肉用牛)	116	課税標準額/土地等雑
48	居住用損失額所得	117	課税標準額/山林
49	繰越損失(純損失)所得	118	課税標準額/退職
50	繰越損失(雑損失)所得	119	課税標準額/条約適用利子等
51	繰越損失(分離短期)所得	120	課税標準額/条約適用配当等
52	繰越損失(居住用損失)所得	121	課税標準額/特例適用利子等
53	繰越損失(分離長期)所得	122	課税標準額/特例適用配当等
54	繰越損失(株式)所得	123	課税標準額/その他課税の合計額
55	繰越損失(土地等)所得	124	税額控除前市町村所得割額
56	繰越損失(先物取引)所得	125	税額控除前都道府県所得割額
57	繰越損失(山林)所得	126	税額控除額市民税
58	繰越損失(株式配当)所得	127	税額控除額都民税
59	(内)専従給与収入	128	市町村所得割額
60	条約適用利子等所得	129	都道府県所得割額
61	条約適用配当等所得	130	都道府県均等割額
62	特例適用利子等所得	131	市町村均等割額
63	特例適用配当等所得	132	年税額
64	その他の合計額	133	「被扶養者」該当
65	控除額合計	134	「同一生計配偶者」有無
66	雑損控除	135	「同一生計配偶者(老人)」有無
67	医療費控除	136	発行年月日
68	社会保険料控除		
69	小規模企業共済等掛金控除		

令和3年8月20日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を 

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条 

第1項
第3項

 の規定により、 

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。



保有個人情報取扱事務届出事項

		登録番号(注1)	94			
市民部 税務課		開始年月日	変更年月日			
		平成14年4月1日	令和4年2月1日			
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		市・都民税課税非課税証明書の発行				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		所得金額、課税額等の証明				
保有個人情報の対象者の範囲		証明対象者及び証明請求者				
保有個人情報 の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input checked="" type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日( 年 月) 次回実施予定日( 年 月)				
備考(注5)		○その他※1:証明の使用目的 ○発生文書:市・都民税課税非課税証明書、証明申請書 ○委託:令和元年7月から、市民課窓口の総合的窓口運用を開始【変更】 ・令和4年2月から、コンビニ交付サービスを実施するに当たり、地方公共団体情報システム機構と委託契約を締結。オンライン結合による外部提供を行う。				

注

- 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 代行とは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)による代行をいう。
- 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。

5 「備考」欄には、次の事項を記入する。

- (1) その他（※1～3）の□内にレ点を記入した場合は、その説明事項
- (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
- (3) 委託・代行の場合はその内容
- (4) その他参考となる事項

平市収発第15号

令和3年8月20日

小平市情報公開・個人情報保護審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	納税証明書交付事務
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	市民部収納課
備考	

別紙

諮問事項別説明書（オンライン結合による外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	納税証明書交付事務
	個人情報を収集する目的	納税証明書の交付
	記録の対象となる個人の範囲	納税義務者

意見を聴く項目	オンライン結合により外部提供をする相手先	地方公共団体情報システム機構
	オンライン結合により外部提供の対象となる個人の範囲	小平市に住所を有する納税義務者
	オンライン結合により外部提供をする個人情報の内容	納税義務者住所（所在地）、納税義務者氏名（名称）、年度（事業年度）、税目、課税額、納付額、納期未到来未納額、備考、付記
	オンライン結合により外部提供をする理由	令和4年2月から個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等で各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを実施する。コンビニ交付サービスを実施するに当たっては、地方公共団体情報システム機構が整備及び運営する証明書交付センターシステムを介してコンビニエンスストア等事業者のマルチコピー機（キオスク端末）により証明書の交付を行う必要があり、同機構のシステムに市のシステムを接続するため。
	オンライン結合に係る保護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が構築する証明発行サーバと地方公共団体情報システム機構が運営する証明書交付センターシステムとのデータ通信は、インターネットを経由しない行政専用の回線であるLGWAN（総合行政ネットワーク）を使用し、証明書データは暗号化される。</li> <li>回線内の通信は暗号化し、ネットワークの接続ポイントにはファイヤーウォール等の侵入防止システムを設置し、不正アクセスを防止する。</li> </ul>
	備考	

令和3年8月20日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を 

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条 

第1項
第3項

 の規定により、 

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

		登録番号(注1)		104		
市民部 収納課		開始年月日		変更年月日		
		平成14年4月1日		令和4年2月1日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		納税証明書交付事務				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		納税証明書の交付				
保有個人情報の対象者の範囲		納税義務者				
保有個人情報 の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input checked="" type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第 号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(      年      月      日) 次回実施予定日(      年      月      日)				
備考(注5)		○発生文書：納税証明申請書 ○根拠法令：地方税法 【変更】 ・令和4年2月から、コンビニ交付サービスを実施するに当たり、地方公共団体情報システム機構と委託契約を締結。オンライン結合による外部提供を行う。 ○保有個人情報を取り扱う事務の名称変更(「窓口証明事務」から変更) ○保有個人情報を取り扱う事務の目的変更(「納税証明発行」から変更)				

注

- 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 代行とは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)による代行をいう。

- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
  - (1) その他（※1～3）の口内にレ点を記入した場合は、その説明事項
  - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
  - (3) 委託・代行の場合はその内容
  - (4) その他参考となる事項





## 小平市公文書等の管理に関する条例の施行について（報告）

### 1 概要

市では、公文書等の管理に関する法律の趣旨にのっとり文書管理を実現するため、令和3年3月31日付けで小平市公文書等の管理に関する条例（以下「公文書管理条例」という。）を制定し、公布しました。この条例の一部が同年10月1日から施行されることに伴い、小平市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は改組することとなり、その所掌事務に公文書管理に関する事項が追加されます。

### 2 令和3年10月1日からの変更点

#### (1) 組織の名称変更

審議会の名称が「小平市情報公開・個人情報保護審議会」から「小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に変更になります。

#### (2) 所掌事務の追加

現行の審議会の所掌事務については小平市情報公開条例第30条及び小平市個人情報保護条例第32条により規定されています。この現行の所掌事務に加えて、公文書管理条例第29条に規定する事項が所掌事務に追加されます。

##### ① 歴史公文書選別基準の制定又は改廃に関する事項（施行日：令和3年10月1日）

公文書管理条例における各実施機関は、条例第5条第3項の規定に基づき歴史公文書を選別するための基準を制定することになります。この基準の制定及び改廃を行うときは、審議会に諮問することになります。

##### ② 保存期間が30年保存の公文書の廃棄（施行日：令和4年10月1日）

保存期間が30年保存の公文書は、保存期間の満了後に廃棄するときは、審議会に諮問をした上で廃棄することになります。

保存期間が30年保存の公文書は、保存期間が30年未満の公文書に比べて、歴史資料として重要な公文書に該当する可能性があるため、移管漏れを防止するための措置として審議会に諮問することを廃棄手続の要件としています。

##### ③ 特定歴史公文書の廃棄（施行日：令和4年10月1日）

歴史資料として重要な公文書であるとして教育委員会（図書館）に移管された特定歴史公文書を廃棄するときは、審議会に諮問することになります。

特定歴史公文書を廃棄するときとは、特定歴史公文書が劣化により全く判読不可能になり、保存する意味がなくなったような場合、移管された特定歴史公文書の中に歴史公文書でないものが混在していることが判明した場合等です。

- ④ 公文書等の管理に関する制度に係る重要事項（施行日：令和3年10月1日）  
制度の基本的な事項に係る条例の改正、管理状況等の報告について審議会に諮問することになります。

(3) 現委員の任期及び諮問事項

現委員の任期は令和4年3月31日までになります。(2)①及び④に記載の追加される所掌事務に係る案件については令和3年度中に審議会に諮問することはありません。

(2)①については、委員改選後の令和4年4月以降に審議会に諮問をし、各実施機関が歴史公文書選別基準を制定します。(2)②及び③については、公文書管理条例が全面施行される令和4年10月1日以降から諮問します。

—参考条文—

**小平市情報公開条例（平成13年条例第29号）**

第30条 小平市個人情報保護条例第31条に規定する小平市情報公開・個人情報保護審議会は、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるができる。

**小平市個人情報保護条例（平成13年条例第30号）**

第32条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属するとされた事項について審議するほか、次に掲げる事項について実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

- (1) 番号利用法第28条第1項の規定による評価に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項

**小平市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第1号）**

第29条 審議会は、次に掲げる事項について実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

- (1) 歴史公文書選別基準の制定又は改廃に関する事項
- (2) 第8条第1項又は第2項の規定による公文書の廃棄に関する事項のうち、規則で定めるものの
- (3) 第26条の規定による特定歴史公文書の廃棄に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する制度に係る重要事項

**小平市公文書管理規則（令和3年規則第39号）**

第22条 条例第29条第2号の規則で定めるものは、保存期間が満了した公文書のうち、保存期間が30年保存のものとする。

## 【参考】

### 小平市公文書等の管理に関する条例について

#### 1 条例の構成

##### 第1章 総則（第1条から第3条まで）

条例の目的、用語の定義、他の法令との関係

##### 第2章 公文書の管理（第4条から第10条まで）

文書の作成、整理、保存、移管又は廃棄、管理状況の報告等

##### 第3章 特定歴史公文書の保存（第11条から第28条まで）

特定歴史公文書の保存、利用（利用請求、審査請求等）、廃棄等

##### 第4章 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会（第29条）

審議会への諮問事項

##### 第5章 雑則（第30条から第34条まで）

出資等法人及び指定管理者の文書の管理、研修等

#### 2 主な条文のポイント

##### (1) 目的（第1条）

公文書管理法第1条の内容を基本とし、「知る権利」の文言を追加する。

##### (2) 定義（第2条）

###### ① 実施機関（第1号）

条例の対象となる機関は、市長、全ての行政委員会及び議会とする。

###### ② 公文書（第2号）

公文書の範囲を情報公開条例における「市政情報」の定義と合わせる。

※他の条例等にある「市政情報」の表記についても「公文書」に統一する。

###### ③ 歴史公文書（第3号）、特定歴史公文書（第4号）

歴史資料として重要な公文書を「歴史公文書」として位置付ける。

「歴史公文書」は、業務で使用する期間の経過後は、教育委員会（図書館）に移管し、「特定歴史公文書」として永久に保存する。

##### (3) 公文書の管理

文書の作成、整理、保存、移管又は廃棄について、基本的な事項を定める。

###### ① 作成（第4条）

職員の文書作成義務を明記する。

###### ② 整理（第5条）

各実施機関は「公文書の分類に関する基準」及び「歴史公文書を選別するための基準（歴史公文書選別基準）」を整備する。

あらかじめ保存期間が満了したときの措置（移管又は廃棄）を定めておく「レコードスケジュール」を導入する。

※歴史公文書の移管を進めるため、保存期間の永久を廃止し、最長30年とする予定

③ 保存（第6条）

公文書の適切な保存を義務付ける。

④ 移管又は廃棄（第8条）

保存期間の満了後は、歴史公文書は教育委員会（図書館）に移管し、歴史公文書以外の公文書は廃棄する。

移管に当たっては、移管元が移管文書の利用の制限を行うことが適切と判断した場合は、その旨の意見を付す。

廃棄に当たっては、歴史公文書の移管漏れや誤廃棄を防止するための措置を講ずる。

⑤ 管理状況の報告等（第9条）

各実施機関は、公文書の管理状況について、市長に報告をし、市長は報告を取りまとめて概要を公表する。

(4) 特定歴史公文書の保存、利用等

① 保存等（第11条）

特定歴史公文書は、必要な措置を講じた上で永久に保存する。

② 利用の請求（第12条から第19条まで）

特定歴史公文書は、情報公開制度及び個人情報開示制度の対象外となるため、同様の仕組みとして「利用請求制度」を設ける。

移管の際に、移管元から利用を制限するよう意見が付されている場合は、意見を参酌して判断する。

特定歴史公文書は、業務で使用する期間を終えていることから、情報公開制度における非公開の範囲と比べて、利用できる範囲は広がる。

③ 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求（第20条から第24条まで）

情報公開制度における審査請求と同様の仕組みを整備し、小平市行政不服審査会が所掌する。

④ 廃棄（第26条）

特定歴史公文書は、原則として永久に保存しなければならないことから、廃棄に当たっては、厳格な手続を設ける。

⑤ 保存及び利用状況の公表（第27条）

特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、教育委員会は概要を公表する。

(5) 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会（第29条）

小平市情報公開・個人情報保護審議会を改組し、公文書管理に関する重要な事項について意見を聴く。

(6) その他

① 出資等法人（第30条）及び指定管理者（第31条）の文書の管理

市が出資や財政支出等を行う法人（一定の条件に該当するもの）や、市の公の施設を管理する指定管理者に対して、条例の趣旨にのっとりた文書の適正な管理を努力義務として求める。

② 研修（第33条）

職員が適正な公文書管理を行うことができるよう、必要な研修の実施を義務付ける。

小平市公文書等の管理に関する条例を公布する。

令和3年3月31日

小平市長

小平市条例第1号

## 小平市公文書等の管理に関する条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 公文書の管理（第4条—第10条）
- 第3章 特定歴史公文書の保存、利用等（第11条—第28条）
- 第4章 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会（第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第34条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、小平市（以下「市」という。）の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市民の市政に関する情報を知る権利を保障し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第18条第1項において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 小平市立図書館条例（平成12年条例第19号）第2条に規定する図書館その他の市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 歴史公文書 歴史資料として重要な公文書

(4) 特定歴史公文書 歴史公文書のうち、第8条第1項の規定により教育委員会に移管されたもの及び同条第2項の規定により引き続き保存するものをいう。

(5) 公文書等 次に掲げるものをいう。

ア 公文書

イ 特定歴史公文書

(6) 審査会 小平市行政不服審査会条例（平成28年条例第4号）第1条に規定する小平市行政不服審査会をいう。

(7) 審議会 小平市個人情報保護条例（平成13年条例第30号。附則第5項において「個人情報保護条例」という。）第31条に規定する小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会をいう。

（他の法令との関係）

第3条 公文書の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

## 第2章 公文書の管理

（作成）

第4条 実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよ

う、文書を作成しなければならない。ただし、処理に係る事案が軽微なものであるときは、この限りでない。

(整理)

第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、実施機関は当該公文書について分類し、件名を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による公文書の分類に関する基準を定めなければならない。

3 実施機関は、必要があると認めるときは、第1項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。

4 実施機関は、保有する公文書について、歴史公文書を選別するための基準（以下「歴史公文書選別基準」という。）を定めなければならない。

5 教育委員会以外の実施機関は、保有する公文書について、保存期間（第3項の規定により延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書選別基準により歴史公文書に該当するものにあつては教育委員会への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置を採るべきことを定めなければならない。

6 教育委員会は、保有する公文書について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書選別基準により歴史公文書に該当するものにあつては引き続き保存する措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置を採るべきことを定めなければならない。

(保存)

第6条 実施機関は、公文書について、当該公文書の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、公文書の集中管理の推進に努めなければならない。

(文書検索目録の作成)

第7条 実施機関は、小平市情報公開条例（平成13年条例第29号。以下「情報公開条

例」という。)第32条の規定に基づき、公文書の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供しなければならない。

(移管又は廃棄)

第8条 教育委員会以外の実施機関は、保存期間が満了した公文書について、第5条第5項の規定による定めに基づき、教育委員会に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 教育委員会は、保存期間が満了した公文書について、第5条第6項の規定による定めに基づき、引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により、保存期間が満了した公文書を廃棄しようとするときは、当該公文書の重要性に応じ、規則で定めるところにより、当該文書を廃棄しなければならない。

4 教育委員会以外の実施機関は、第1項の規定により教育委員会に移管する公文書について、第13条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして教育委員会において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第9条 市長以外の実施機関は、公文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(公文書の管理に関する定め)

第10条 実施機関は、公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、規則その他の規程により公文書の管理に関する定めを設けなければならない。

### 第3章 特定歴史公文書の保存、利用等

(特定歴史公文書の保存等)

第11条 教育委員会は、特定歴史公文書について、第26条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 教育委員会は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状



況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 教育委員会は、特定歴史公文書に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 教育委員会は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の分類、名称その他の特定歴史公文書の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（特定歴史公文書の利用の請求）

第12条 何人も、教育委員会に対して、この条例の定めるところにより、前条第4項の目録の記載に従い、教育委員会において保存されている特定歴史公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。

2 利用請求をしようとするものは、教育委員会に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）

(2) 利用請求に係る特定歴史公文書の目録に記載された名称

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 教育委員会は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、教育委員会は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（特定歴史公文書の利用請求の取扱い）

第13条 教育委員会は、利用請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

- ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報
- イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報
- ウ 情報公開条例第7条第3号に掲げる情報
- エ 情報公開条例第7条第4号に掲げる情報
- オ 情報公開条例第7条第6号ア又オに掲げる情報
- カ 情報公開条例第7条第7号に掲げる情報

(2) 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は教育委員会が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合

- 2 教育委員会は、利用請求に係る特定歴史公文書が前項第1号に掲げる場合に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第8条第4項に規定する意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号に掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(特定歴史公文書の利用請求に対する決定)

第14条 教育委員会は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨並びに利用させる日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 教育委員会は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、利用させない旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 教育委員会は、前2項の規定により利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させないときは、利用請求者に対し、その理由を併せて通知しなければならない。

(特定歴史公文書の利用決定等の期限)

第15条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求のあった日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第12条第

3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 教育委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に利用決定等を行うことができないときは、利用請求があつた日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、教育委員会は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があつた日の翌日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については相当の期間内に利用決定等を行うことができる。この場合において、教育委員会は、第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限

(本人情報の取扱い)

第16条 教育委員会は、第13条第1項第1号イの規定にかかわらず、この規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があつた場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があつたときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につきこの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第17条 利用請求に係る特定歴史公文書に市及び利用請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、教育委員会は、利用決定等に先

立ち、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 教育委員会は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第7条第2号イ、第3号ただし書又は第7号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、特定歴史公文書であって第13条第1項第1号エに該当するものとして第8条第4項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 教育委員会は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも14日の期間を置かなければならない。この場合において、教育委員会は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（特定歴史公文書の利用の方法）

第18条 教育委員会が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあっては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 前項の視聴又は閲覧の方法により特定歴史公文書を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由が

あるときは、当該特定歴史公文書の写しを視聴又は閲覧させる方法によりこれを行うことができる。

(特定歴史公文書の利用手数料)

第19条 この条例による特定歴史公文書の利用に係る手数料は、無料とする。ただし、当該特定歴史公文書（前条第2項の規定により特定歴史公文書を複写したものを含む。）の写しの交付を行う場合における当該写しの交付に要する費用は、利用請求者の負担とする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第20条 利用決定等又は利用請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第21条 利用決定等又は利用請求に係る不作為についての審査請求があった場合は、教育委員会は、次に掲げる場合を除き、審査会に諮問をし、その意見を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。

以下この号及び第23条第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる場合（当該利用決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）

2 教育委員会は、前項の審査請求があったときは、審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第22条 前条第1項の規定により諮問をした教育委員会は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。

以下同じ。）

(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る利用決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者

が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第23条 第17条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用決定等を変更し、当該利用決定等に係る特定歴史公文書を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書の利用に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、教育委員会に対し、審査請求のあった利用決定等に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された特定歴史公文書の公開を求めることができない。

2 教育委員会は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、教育委員会に対し、審査請求のあった利用決定等に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は教育委員会に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(実施機関による利用の特例)

第25条 特定歴史公文書を移管した実施機関が教育委員会に対して当該実施機関の所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書について利用請求をした場合には、第13条第1項第1号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書の廃棄)

第26条 教育委員会は、特定歴史公文書として保存されている文書が、劣化等により判読又は修復が不可能となった場合その他歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

(特定歴史公文書の保存及び利用の状況の公表)

第27条 教育委員会は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

(特定歴史公文書の利用等規則)

第28条 教育委員会は、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄が第11条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する定めを設けなければならない。

第4章 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会

第29条 審議会は、次に掲げる事項について実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

- (1) 歴史公文書選別基準の制定又は改廃に関する事項
- (2) 第8条第1項又は第2項の規定による公文書の廃棄に関する事項のうち、規則で定めるもの
- (3) 第26条の規定による特定歴史公文書の廃棄に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する制度に係る重要事項

第5章 雑則

(出資等法人の文書の管理)

第30条 市が出資その他財政支出等を行う法人であつて、実施機関が定めるもの(次項において「出資等法人」という。)は、この条例の規定に基づく市の施策に留意しつつ、文書の適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(公の施設の指定管理者の文書の管理)

第31条 市の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する文書の適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、市の公の施設の指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(市長の調整)

第32条 市長は、この条例の目的を達成する範囲内において必要があると認めるときは、公文書の管理について、市長以外の実施機関に対し、報告を求め、又は助言することができる。

(研修)

第33条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行わなければならない。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第5条第5項及び第6項、第8条、第11条から第28条まで並びに第29条第2号及び第3号の規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が保存期限を永久保存として定め保存している文書のうち、歴史公文書選別基準により歴史公文書に該当するものについては、教育委員会への移管をこの条例の施行の日から5年を目途に行うものとする。

(小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「情報公開・個人情報保護審議会」を「情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に改める。

(情報公開条例の一部改正)



4 情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「小平市情報公開・個人情報保護審議会」を「小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に改める。

「第4章 小平市情報公開・個人情報保護審議会」を「第4章 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に改める。

第30条の見出しを「(小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会)」に改め、同条中「小平市情報公開・個人情報保護審議会」を「小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に改める。

(個人情報保護条例の一部改正)

5 個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次及び第2条第9号中「小平市情報公開・個人情報保護審議会」を「小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に改める。

「第7章 小平市情報公開・個人情報保護審議会」を「第7章 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に改める。

第31条中「小平市情報公開・個人情報保護審議会」を「小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に改める。

(個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際、現に前項の規定による改正前の個人情報保護条例（以下この項において「改正前の条例」という。）に定める小平市情報公開・個人情報保護審議会の委員である者は、同項の規定による改正後の個人情報保護条例に定める小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の委員とみなし、その任期は、改正前の条例による任期の残任期間とする。

